

南房総市再チャレンジ奨学資金貸付に係る申請要領

1 事業概要

南房総市では、起業し、又は就職しようとする方の修学を支援するため、「南房総市再チャレンジ奨学資金」の貸付を行います。

2 貸付け対象者

次のいずれにも該当する方が、貸付けの対象となります。

- (1) 奨学資金の貸付けを受けようとする年度の4月1日まで引き続き1年以上本市内に住所を有している方又はその方の子若しくは兄弟姉妹
- (2) 奨学資金の貸付日において25歳以上50歳未満の方
ただし、雇用主の都合により退職した方、児童扶養手当法の支給要件に該当する方は、この限りではありません。
- (3) 将来本市内に住所を有し、かつ、就職（※1）し、又は本市内において起業（※2）しようとする方

※1 就職とは①～③全てに該当することを指します。

- ①現に職に就いていない方又は非正規社員として就業している方が正規社員（原則、週30時間以上勤務していること）として就業すること。
ただし、修学した内容又は取得した資格を生かして就業することを条件とします。
- ②雇用主との間で雇用期間の定めがない雇用契約を結ぶこと
- ③雇用主から給与の支払いを受けること

※2 起業とは次に掲げるいずれかに該当することを指します。

- ①修学した内容又は取得した資格を生かし、法人を設立し事業を行うこと
- ②修学した内容又は取得した資格を生かし、所得税法第229条の開業届を提出し、事業を行うこと

- (4) 学校教育法に基づく大学、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校その他のこれらに準ずる教育施設として規則で定めるものに在学する方又は国家資格（普通自動車免許及び原動機付自転車免許を除く）の取得に必要な教育を受ける方（※3）

※3 国家資格の取得に必要な教育を受ける場合は、単に教育を受けるだけでなく国家資格を取得するための試験を受験することが貸付の条件となります。

- (5) 南房総市看護師等修学資金の貸付けを受けていない方
- (6) 南房総市介護福祉士修学資金の貸付けを受けていない方

3 貸付の対象経費、貸付金額、貸付期間及び貸付日

(1) 対象経費

修学に必要な経費（入学金、学費、教材費、通学費、試験の受験料）とします。

(2) 貸付金額

月額6万円以内とし、1万円単位で貸付けを行います。※利息はかかりません。

貸付金額は対象経費をもとに算出し決定します。支払日は毎月15日とし、15日が土日祝日の場合はその直前の土日祝日でない日とします。

(3) 期間

貸付決定日の属する月から最長3年を経過する月（最短3か月）までとします。

4 貸付金の返還

貸付を受けた方は、次のいずれかの事由が生じた場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して当該貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸付金を返還していただきます。

なお、返還の方法は月賦均等返還で、返還額は1,000円を単位とします。

(1) 奨学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。

(2) 奨学資金の貸付けの対象となった大学等を卒業し、次に掲げる「返還の猶予」の理由に該当しないとき。

5 貸付金の返還の猶予

次のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還を猶予します。

返還の猶予を受けようとする場合には、返還猶予申請書を提出してください。

猶予の理由	猶予期間
(1) 大学等に在学しているとき	その期間
(2) 起業準備又は就職活動をしているとき	その期間とし、最長2年間
(3) 本市内に住所を有し、かつ、本市内において起業し、事業を行っているとき	(2)の期間と合わせ、最長2年間
(4) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由があると認められるとき。	その期間
(5) (1)～(4)の他、市長が必要と認めるとき	その期間

6 貸付金の返還の免除

次のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還を免除します。

返還の免除を受けようとする場合には、返還免除申請書等を提出してください。

免除の理由	免除額
(1) 本市内に住所を有し、かつ、本市内において起業し、継続して事業を行っていた期間が、1年を経過し、当該期間の事業収益が規則に定める基準を満たしているとき	全額
(2) 本市内に住所を有し、かつ、就業し、継続して就業していた期間が、貸付期間に相当する期間(1年に満たない端数月があるときは、これを1年に切り上げます)に達したとき	貸付金の全額の2分の1に相当する額
(3) (1)又は(2)で業務に従事していた期間又は心身の故障等により業務に従事することができなかった期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため事業及び就業状態を継続することができなくなったとき	全額
(4) 死亡したとき、又は心身の故障その他規則で定めるやむを得ない事由により貸付金を返還することができなくなったと認められるとき	市長が必要と認める額

7 提出書類

「再チャレンジ奨学資金貸付申請書（第1号様式）」に次の書類を添付し、提出してください。

- ① 誓約書（第2号様式）
- ② 保証書（第3号様式）
- ③ 連帯保証人の印鑑証明書
- ④ 在学証明書又は国家資格の取得に必要な教育を受けていることを確認できる書類
- ⑤ 修学に係る経費がわかる書類
- ⑥ 振込口座確認様式

8 問合せ・申請先

〒299-2492 南房総市富浦町青木28

南房総市役所 商工課 商工振興係

TEL 0470-33-1092

Mail shoko@city.minamiboso.lg.jp